

陸上自衛隊達第21—26号

俸給支給機関の指定等に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第9号）第10条の規定に基づき、及び防衛省職員給与簿等規則（昭和30年防衛庁訓令第12号）の規定を実施するため、陸上自衛隊自衛官任用一時金取扱規則を次のように定める。

平成22年7月27日

陸上幕僚長 陸将 火箱 芳文

陸上自衛隊自衛官任用一時金取扱規則

平成24年3月30日達第122—254号 平成25年11月26日達第122—261号
平成27年3月23日達第122—268号 令和元年6月27日達第122—303号
令和2年1月10日達第122—306号 令和2年12月11日達第21—26—1号
令和3年3月15日達第21—26—2号 令和4年3月31日達第122—318号

（趣旨）

第1条 この規則は、自衛官候補生から引き続いて自衛隊法（昭和29年法律第165号）第36条第1項の2等陸士に任用された者（以下「任用者」という。）に支給する、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号。以下「法」という。）第26条の2に規定する自衛官任用一時金（以下「一時金」という。）の支給及び償還に係る手続等について必要な事項を定めるものとする。

（支給及び償還事務責任者）

第2条 一時金の支給及び償還に関する事務は、俸給支給機関の指定等に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第9号）第1条第1項及び俸給支給機関の指定等に関する達（陸上自衛隊達第21—8号（36.10.13））第1条に定める俸給支給機関の長が行なうものとする。

（一時金の支払者）

第3条 一時金は、官署支出官又は俸給支給機関の長に係る資金前渡官吏（以下単に「資金前途官吏」という。）が支払うものとする。

（自衛官任用一時金管理簿）

第4条 防衛省職員給与簿等規則（昭和30年防衛庁訓令第12号。以下「規則」という。）第15条に規定する自衛官任用一時金管理簿（以下「管理簿」という。）は、防衛省人事・給与情報システム（以下「人給システム」という。）上のものを使用するものとする。

2 陸上自衛隊の部隊及び機関（自衛隊情報保全隊、自衛隊体育学校、自衛隊中央病院、陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院及び自衛隊地方協力本部を含む。）の長（以下「部隊等の長」という。）は、一時金の支給及び償還事務を管理するため、管理簿に必要な事項を登録する。

（自衛官任用一時金支給簿）

第5条 部隊等の長は、その所属する任用者に一時金を支給することとなったときは、人給システム上で作成する自衛官任用一時金支給簿（以下「支給簿」という。）に履歴事項を入力証明し、俸給支給機関の長に送付する。

2 俸給支給機関の長は、部隊等の長から支給簿の送付を受けたときは、速やかに審査及び証明を行ない、資金前渡官吏と協議して定めた日までに当該支給簿を資金前渡官吏に送付する。

（一時金の支給の手続）

第6条 資金前渡官吏が前条第2項の支給簿の送付を受けた場合は、官署支出官又は資金前渡官吏は一時金を支払うものとする。この場合において、資金前渡官吏は支払年月日を入力した支給簿を部隊等の長及び支給を受ける者に送付する。

（一時金の償還の手続）

第7条 規則第16条第1項に規定する一時金の償還管理者は、俸給支給機関の長とする。

2 俸給支給機関の長は、法第26条の2第3項の適用を受ける者（以下「償還義務者」という。）が発生したときは、防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和27年政令第368号）第19条の3の規定による金額を償還させるものとする。

3 俸給支給機関の長は、償還義務者が発生した場合には、人給システム上の管理簿に償還情報を登録するとともに、規則第16条第1項に規定する自衛官任用一時金の償還金額等通知書（以下「通知書」という。）を当該償還義務者に送付しなければならない。

4 俸給支給機関の長は、一時金の支払いをした資金前渡官吏に対し、管理簿及び通知書を送付する。この場合において、償還情報を登録した管理簿を人給システムから出力する。

（一時金の償還義務の免除の場合の手続）

第8条 俸給支給機関の長は、任用者が法第26条の2第3項各号の規定に該当し離職した場合には、償還義務の免除について明らかにしなければならない。

2 前項に該当する場合には、次の各号に掲げる書類を管理簿とともに保管しなければならない。

(1) 法第26条の2第3項第1号に該当する場合は、死亡診断書等その者の死亡を証明することのできる書類の写し

(2) 法第26条の2第3項第2号に該当する場合において、自衛隊法第42条第2号の規定に該当して免職されたときは、公務災害補償通知書の写し及び人事発令通知書の写し

3 法第26条の2第3項第1号による離職が、一時金の支給日前の場合には、相続人に対して一時金を支給するものとし、その者と死亡者との身分関係を明らかにする戸籍謄本等の証明書を受理するものとする。

（所在不明時の手続）

第9条 任用者が一時金の支払日前に所在不明となった場合は、一時金の支払を一時差止めるものとする。

2 前項に規定する場合において、俸給支給機関の長は、速やかに資金前渡官吏に通知するものとする。

3 第1項に規定する場合において、任用者の所在が一時金を支給する月に明らかになったときには、官署支出官又は資金前渡官吏は、一時金を当該任用者に速やかに支払うものとする。ただし、当該任用者が死亡していたときには、前条第3項の規定により取り扱うものとする。

4 第1項に規定する場合において、任用者の所在が一時金を支給する月を過ぎても不明なときには、官署支出官又は資金前渡官吏は、一時金を供託に付すものとする。

(一時金の償還義務が消滅した場合の手続)

第10条 俸給支給機関の長は、償還義務者の死亡を証明できる書類（戸籍謄本等及び死亡診断書の写し）を遺族から受理した場合は、法第26条の2第4項の規定により遺族に自衛官任用一時金償還義務消滅通知書（別紙）を送付するとともに、資金前渡官吏にその写しを送付するものとする。

(一時金関係書類の保存期間)

第11条 部隊等の長は、管理簿及び支給簿を5年間保存するものとする。

2 前項の規定によるほか、行政文書の分類、作成、保存、廃棄その他の行政文書の管理に関する事項については、陸上自衛隊行政文書管理に関する達（陸上自衛隊達第32-24号（令和4年3月30日））に定めるところによる。

附 則

この達は、平成22年8月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日陸上自衛隊達第122-254号）

1 この達は、平成24年4月1日から施行する。

2 この達の施行の際、陸上自衛官任用一時金取扱規則について、現に保有している自衛官任用一時金管理簿の旧様式は、当分の間使用できるものとする。

附 則（平成25年11月26日陸上自衛隊達第122-261号）

この達は、平成25年12月1日から施行する。

附 則（平成27年3月23日陸上自衛隊達第122-268号）（抄）

1 この達は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条、第6条及び第7条（陸上自衛隊若年定年退職者給付金支給規則別紙第1から別紙第5まで、別紙第7及び別紙第9の改正規定を除く。）の改正規定は、平成27年3月26日から施行する。

附 則（令和元年6月27日陸上自衛隊達第122-303号）

1 この達は、令和元年7月1日から施行する。

2 この達の施行の際、現に存する本改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

附 則（令和2年1月10日陸上自衛隊達第122-306号）

1 この達は、令和2年1月10日から施行し、この達による改正後の人給システムに係る規定は、同年1月1日から適用する。

2 この達の施行の際、現に存する本改正前の様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則（令和2年12月11日陸上自衛隊達第21—26—1号）

- 1 この達は、令和2年12月11日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に存する本改正前の様式による用紙は、当分の間、修正の上使用することができる。

附 則（令和3年3月15日陸上自衛隊達第21—26—2号）

- 1 この達は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に存する本改正前の様式による用紙は、当分の間、修正の上使用することができる。

附 則（令和4年3月31日陸上自衛隊達第122—318号）

- 1 この達は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に存する本改正前の様式による用紙は、当分の間、修正の上使用することができる。

別紙（第10条関係）

発簡番号

発簡年月日

（償還義務者の相続人名）殿

（俸給支給機関の長）

自衛官任用一時金償還義務消滅通知書

防衛省の職員の給与等に関する法律第26条の2第3項の規定による元（階級）（氏名）殿の自衛官任用一時金の償還義務は、同法第26条の2第4項の規定により、消滅しましたのでお知らせします。

寸法：日本産業規格A4